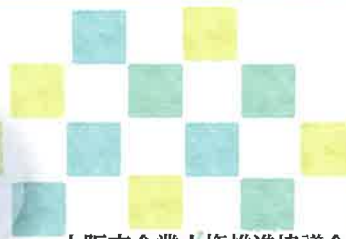


発行：大阪市企業人権推進協議会／〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル3号館303号

会長就任にあたって



大阪市企業人権推進協議会
会長 吉川 正人



本年1月、株式会社クボタの社内異動に伴い、木村より当協議会会長の任を引き継ぐこととなりました吉川でございます。

会員企業の皆さまにおかれましては、平素より当協議会の事業運営や活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年度も何卒よろしくお願い申し上げます。

昨年度、新型コロナウイルス感染症は、医療法上の分類変更に伴い行動制限がなくなり、感染予防対策も緩和されましたが、感染拡大への警戒やコロナ禍でのセミナー運営の変化の影響等により、当協議会の事業企画にも少なからず影響がございました。

さて、最近の国際社会を取り巻く人権の問題について見てみますと、ロシアによるウクライナ侵攻は3年目となり出口が見えない状況が続く中、中東においても新たな火種が発生し、現在も続いています。

一方、企業が直接的に関連する問題としましては、「外国人技能実習制度」が廃止となり、新たな制度として「育成就労制度」が創設されます。これは、労働者としての権利性の向上により、外国人が地域に根付き、結果として、外国人に魅力のある制度で「選ばれる国」となることを目的としています。受け手となる我々企業も、外国人労働者の皆さまを経済社会の重要な担い手と考え、育成・共生を心がける必要があると考えます。

これ以外にも、①障害者差別解消法が改正され、本年4月より事業者による障がいのある方への「合理的配慮」の提供が義務化された障がい者に関する問題、②昨年、LGBT理解増進法が制定された性的マイノリ

ティ (LGBTQ) に関する問題、また、③AIやインターネットを悪用し、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れるといった問題など、多くの問題を抱えた状況が続いています。

こういった状況の中、企業・ビジネスに関わる課題として、「ビジネスと人権」「人権デューデリジェンス」をはじめとする多くの国際的な取り組みや基準・法令により、人権の尊重がますます強く求められています。

そのため、企業のトップをはじめ従業員全員が、人権侵害をしてまでも遂行しなければならない業務は存在しないこと・ハラスメントで苦しむ人を出さないこと、また、人種・民族・国籍・宗教・年齢・性別・性自認・性的指向・障がいの有無などに関係なく、キャリアの機会を提供しダイバーシティの推進に取り組んでいくことなどが求められていることを常に意識するとともに、その実現のため、人権意識・知識をアップデートして業務に取り組むことが求められています。

当協議会の設立目的である「企業市民の立場から人権啓発の充実と就職の機会均等を図る等、人権尊重社会の実現に資する」を改めて再認識のうえ、「持続可能な人権CSRの担い手」として、本年度事業計画に基づき、人権が尊重される企業づくりのための諸施策を着実に推進すべく、尽力してまいりたい所存でございます。

会員の皆さまや大阪市をはじめとする関係機関の皆さま方には、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

人権が守られる社会を応援します 大阪市企業人権推進協議会

私たちの主な活動

①啓発研修会、講演会の開催 ②人権情報の発信 ③研修企画、資料、教材の紹介
④地域における各種啓発事業への協力 ⑤就職差別撤廃月間等の街頭啓発活動

回覽

大阪市企業人権推進協議会 2024年度の体制と主な活動方針

■活動基本方針

- ・人権を尊重した明るい社会づくりのために、さまざまな人権問題に取り組む企業組織として、組織の充実と活動の強化を図る
- ・経営環境が厳しいなか、人権を尊重した企業経営の確立を促進するため、人権と経営の両面に役立つ事業活動に取り組む
- ・「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(2022年9月、経済産業省)に基づき、会員企業に対して「ビジネスと人権」への取り組みをサポートできるような活動に取り組む



■重点活動方針

- ① 組織力の強化
- ② 事業活動の活性化
- ③ 会員事業所の維持拡大
- ④ 大阪市委託事業の推進
- ⑤ 関係機関、関係団体との連携・協力の推進

2024年度 役員体制

会 長	(株)クボタ	浪速区支部	副 会 長	住友電気工業(株)	中央区支部
総括(企画)担当副会長	(株)クボタ	浪速区支部	副 会 長	野村證券(株) 大阪支店	中央区支部
総括(運営)担当副会長	損害保険ジャパン(株)	中央区支部	副 会 長	(株)三井住友銀行	中央区支部
副 会 長	グンゼ(株)	北区支部	副 会 長	近畿日本鉄道(株)	天王寺区支部
副 会 長	(株)ダイエー	北区支部			

5月10日(金)、「エル・おおさか」において2024年度の本部総会が開催され、議案書にそって提案された全ての議案が承認、可決されました。具体的な活動方針(抜粋)は、以下のとおりです。

終了後には、「ハラスメント防止研修～ハラスメントと指導の違いを知りメンタルヘルス対策につなげる～」のテーマで錦織明美さん(一般社団法人日本産業カウンセラー協会 シニア産業カウンセラー)による記念講演会が行われました。

1 組織力の強化

- ・本部体制の強化を図り、区支部幹事企業の拡大等、区支部組織の強化に向けた支援を行う。
- ・円滑な区支部活動のために、新任支部長・区支部役員に対する各種支援を行う。
- ・「区支部運営マニュアル」にそった区支部体制を確立・維持する。
- ・区支部体制を維持しつつ、必要に応じて「合同区支部運営」等、効率的な運営方法を検討する。

2 事業活動の活性化

- ・全会員対象に満足度・効果の高い研修事業を推進する。
- ・区支部における事業活動に対するサポートを継続する。
- ・積極的に会員特典・会員サービスの情報を提供し、会員企業に満足度の高い会員サービスを提供する。
- ・啓発視聴覚教材(DVD)を充実し、貸し出し事業の更なる活性化を図る。
- ・大阪市委託事業の取り組みを強化し、研修事業者として大阪市、その他関係機関並びに社会からの信頼が得られる事業活動に取り組む。
- ・ホームページ・SNSの効果的活用を推進する。

3 会員事業所の維持・拡大

- ・大阪府開催の公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」に参加する非会員に対する加入勧奨を推進する。
- ・研修事業に参加する非会員に対する加入勧奨活動を推進する。
- ・区支部総会実施時に議案書とともに当協議会の活動情報等を配布し、積極的なPRによる退会防止を図る。

4 大阪市委託事業の推進

- ・人権啓発基礎講座、人権啓発スキルアップ講座、経営層人権啓発講座、労務・人権啓発ブロック運営講座の開催を計画し、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」の目的に資するよう市内企業・事業所等の人権に関する活動への支援を行う。
- 講座開催にあたっては、対面形式を基本に一部はオンライン形式で開催する。

5 関係機関、関係団体との連携・協力の推進

- ・大阪市人権啓発・相談センター、市内区役所等との連携強化に取り組む。
- ・大阪府、大阪労働局、大阪市内公共職業安定所等の行政機関や(一社)部落解放・人権研究所、(一財)大阪府人権協会、大阪企業人権協議会等の人権啓発・研究団体とは、必要な事業連携を行い、協力関係を維持する。
- ・上記以外の各種人権啓発・研究団体とも必要な事業連携を行い、協力関係を維持する。

2024年 功労賞の授賞式

多年にわたり本会の組織運営・発展に貢献されました会員事業所ならびに個人に贈られる功労賞の授賞式が5月10日、本部総会会場で行われ、吉川会長から表彰状が贈られました。

● 功労企業

阪急阪神百貨店株式会社(北区)
住友化学株式会社 大阪工場(此花区)
稲畑産業株式会社(中央区)
大同生命保険株式会社(西区)
社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会泉尾病院(大正区)
株式会社近鉄・都ホテルズ シェラトン都ホテル大阪(天王寺区)
オーウエル株式会社(西淀川区)

● 功労者

山岸 茂樹(大同生命保険株式会社 西区)
森 公良(大阪製鐵株式会社 大正区)
三木 和也(オーウエル株式会社 西淀川区)
川並 正人(フルタ製菓株式会社 生野区)



会長表彰の対象

功労企業：大阪市企業人権推進協議会の会長、副会長、本部幹事、区支部長として4年以上活動している事業所
功 労 者：大阪市企業人権推進協議会の会長、副会長、本部幹事、区支部長として3年以上任に就かれた個人

支部 だより

重点活動方針の「事業活動の活性化」の「区支部の取り組み」に「区支部会員対象に満足度・効果の高い研修事業を促進する」を掲げています。今回は、2箇所で開催した現地研修会を報告します。

北区支部「現地研修会」

(2024年3月18日実施)

コリアタウンの歴史と現在を差別と人権、多民族共生の視点で学ぶことを目的に実施しました。

いつも多くの観光客で賑わっている鶴橋商店街は戦後の闇市が原型です。当時、差別も受けていたが、闇市の中で日本人との共存共栄が図られ食文化も受け入れられたことが、鶴橋名物の焼肉店街へと発展してきました。

生野にコリアタウンができたのは、大阪砲兵工廠(こうしょう)に近く、多くの在日コリアンが関連町工場の労働者として居住していたからです。1930年代の初め頃から御幸通商店街の細い路地の軒先や路上で食品や衣服、雑貨品などが売られ、そこは猪飼野(いかい)の朝鮮市場と呼ばれていました。戦後は朝鮮市場と呼ばれるようになり、1993年に商店街の愛称を「生野コリアタウン」とし、朝鮮文化を楽しむ商店街としてたくさんの買い物客を呼びこむことに成功し、日本人と在日コリアンとが共生する商店街としても情報発信を行っており、人権や多文化共生を学ぶための場にもなっているとのことでした。



つるのはし跡にて

福島区・此花区・西淀川区 3区支部合同「現地研修会」

(2024年1月10日実施)

福島区、此花区、西淀川区の3区支部交流の親睦及び人権の学びを目的として、「水平社博物館」の見学と「人権のふるさと」と呼ばれている博物館周辺のフィールドワークを実施しました。

水平社博物館では、部落解放運動の原点である水平社創立の経緯やその後の国内外における理念・活動の展開などについて、さまざまな資料・展示物を通じて理解を深めることができました。歴史的な資料のみを展開するのではなく、漫画などの現代作品を引き合いに出しつつ、水平社活動により培われた理念が現代にどのように受け継がられてきたか、という観点で多くの工夫がされて展示していることが印象的でした。同和問題のみならず広く人権に関する意識を高めることができました。

また、水平社ゆかりの史跡をめぐることで、日本において象徴的な人権運動が始まった背景と人権課題に対する理解をより深めることができました。



水平社博物館前にて

新着「人権啓発DVD」 紹介

人権研修用DVDを新たに購入しましたので、ご紹介します。
事業所内での啓発に是非ご活用ください。「人権啓発DVD」の
貸出しを希望される場合は、当協議会ホームページの
「人権啓発DVDはコチラ」からお申込みください。 **貸出しは無料です**

タイトル	企画意図・概要等	上映時間
ビジネスと人権 マルっと理解しよう! (2023年)	ビジネスと人権とは、企業の事業活動が労働者や地域住民の人権にもたらす影響を考 えて人権を守り、尊重していくことです。本作品では、ビジネスと人権について7つの項 目から分かりやすく解説しています。 ・ビジネスと人権に関する指導原則 ・企業が尊重すべき人権 ・企業に求められる人権尊重の取り組みなど	36分
心をつなぐはじめの一步 (2023年)	ハラスメントをはじめとした職場における人権課題を切り口に、人は価値観や背景など 一人ひとり違うという事を理解し、お互いを認めて尊重する気持ちの大切さを、主人公と 共に学んでいきます。	26分
障がい者と共に働く ～合理的配慮と共生社会～ (2023年)	2024年4月から事業者には障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化され、 法定雇用率が引き上げられました。 本作品では、障がい者に関する法律の改正や障がい特性と合理的配慮、心理的安全性、 事例ドラマ、障がい者が職場にいる効果などについて紹介しています。	34分

これまでの行事と今後の予定



5月10日	本部総会(エル・おおさか)
6月	就職差別撤廃月間
6月～7月	各区支部総会(順次開催) 就職差別撤廃月間・街頭キャンペーン
6月24日～7月12日	第1回人権啓発基礎講座【オンライン】
6月13日～14日	第49回部落解放・人権西日本夏期講座(別府市)
7月25日	第2回人権啓発基礎講座(阿倍野区民センター)
7月19日	同和・人権問題啓発講座(管理職層)
7月23日	多民族共生人権研究集会
8月6日	新北区支部役員オリエンテーション(大阪産業創造館)
8月6日	第1回本部幹事会(大阪産業創造館)
8月5日～23日	第1回人権啓発スキルアップ講座【オンライン】
8月22日～23日	第55回部落解放・人権夏期講座(高野山)
9月11日	経営層人権啓発講座(大阪市中央公会堂)
10月7日～25日	経営層人権啓発講座【オンライン】
10月1日～31日	人権・同和問題企業啓発講座(第1部)【録画配信】
10月10日	労務・人権啓発講座(Cブロック)(中央区民センター)
10月23日	第2回本部幹事会(大阪産業創造館)
11月1日～29日	人権・同和問題企業啓発講座(第2部)【録画配信】
11月5日～22日	労務・人権啓発講座(Aブロック)【オンライン】
11月6日	第2回人権啓発スキルアップ講座(東成区民センター)
11月19日～20日	部落解放研究第57回全国集会(神戸市)
12月2日～20日	労務・人権啓発講座(Dブロック)【オンライン】

※太字は「大阪市企業人権推進協議会」主催及び受託事業

会費納入のお礼

今年度の会費につきましては、多数の会
員事業所様からお振込みをいただき、誠に
ありがとうございました。

なお、まだ入金されていない会員事業所
様には7月中旬に請求書を再送付させて
いただく予定です。お振込みについて
宜しくお願いたします。

ただいま、会員募集中!

現在、当協議会では、会員を募集しています。当
協議会には、大阪市内の約2,450の事業所が加
入し、企業の立場から公正採用選考、人権啓発の
充実や人権尊重の社会の実現をめざしてさまざ
まな取り組みを行っています。

貴事業所の関連事業所やお知り合いの事業所
をご紹介ください。当協議会は「事業所」単位で入
会していただいております。取り組みの「輪」を更に大
きなものとしていくために、今一度ご確認の上、
本社が入会されていても、支店が入会されてい
ない場合や支店が入会されていても本社が入会さ
れていない場合には、是非ご入会いただきますよ
うお願いいたします。

※入会の手続きは、当協議会ホームページの
「入会のご案内」から行うことができます。

ただいま、友だち募集中!

当協議会はLINE公式アカウントをはじめています!
ホームページ、人権啓発講座開催、人権情報などをご覧いただけます。

友だち追加ID @115fjdvu

QRコード



大阪市企業人権推進協議会

☎ 06-4705-6152

事務センター/
〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル 3号館303号

ホームページ <https://www.oc-jinken.org>

